

「改正」労基法施行にあたって
全国一般全国協が厚労省と交渉・声明を発表

須田 光照（本誌編集委員）

全國一編委員

政府は中小労働者への差別をやめよ！

残業代引き上げの即時適用を!



厚労省との交渉で話す筆者（真ん中）

今年4月1日に施行される「改正労働基準法」をめぐって、私たち全国一般労働組合全国協議会は2月1日、厚生労働省との交渉を衆議院第1議員会館会議室で持った。全国一般全国協からは全国各地の単組代表ら約30人、厚労省から担当者4人が出席した。

るのは、過労死を招くような長時間労働を抑制することを目的に「改正」法が月60時間を超える時間外労働の賃金（残業代）の割増率を現行の25%から50%に引き上げるとしながら、中小企業については残業代の引き上げを「当分の間、適用しない」としている点である。この猶予措置は施行から3年後に改めて検討するとされるが、3年後に猶予措置が解除されるとどうかは定かではない。こうした企業規模にもとづく差別的施策を、中小企業の労働者を多く組織している全国一般全国協は断じて容認することができない。

厚労省との交渉では、全国一般全国協の出席者から次々と怒りの

声があがつた。「中小零細の運送会社で働くトラックドライバーは毎月150時間の残業をやっている。毎月400時間走っているタクシードライバーもいる。長時間労働をなくすために真っ先に保護すべきな人は人間扱いされていない中小労働者ではないか」「大企業の労働者だけ守って、中小企業の労働者は過労死してもいいと言うのか。働く者の最低基準である労基法にダブルスタンダードを持ち込むのはおかしい」「司法警察権を持つた労働基準監督官が罰則を持って取り締まることで一方の労働者を保護するのに、中小企業で働いているからといってもう一方の労働者を保護しないというの（法の下の平穳等をうたつた）憲法14条違反だ」これに対して厚労省側は「中小企業に対してただちに残業代の引き上げを義務づけるのは経済的負担が大きすぎる。そんなことをしてバタバタと中小企業が倒れていくてもいいのか」と、労働者を保護するよりも経営者の立場を代弁するかのような姿勢を示し

た。憲法違反との追及については「憲法違反ではないと考えているが、大局的な観点からは回答を差し控えたい」と話した。

改正労働基準法施行にあたって

中小企業労働者の労働行動
2010年2月1日

中央執行委員長 中岡 基明

(1) 本年4月1日に施行される「改正」

労働基準法により、月60時間を超え
・時間外労働の賃金（義業式）の割

る時間外労働の賃金（別業界）の倍増率が現行の25%から50%に引き上げられる。しかし、月60時間という過労死ラインをすれすれの長時間労働しか残業代引き上げの対象にしていないことや、そもそも時間外労働の上限時間を法定化していないことなど、長時間労働をなくすには今回の「改正」では不十分と言ふ他ない。

2) とりわけ問題なのは、中小企業における労働者の健康を確保とともに仕事をと生活の調和がとれた社会を実現する」ことを目的にあげている。いつたい中小労働者を排除する理由がどこにあるのか。厚生労省は「経営体力が必ずしも強くない中小企業においては、時間外労働抑制のための業務処理体制の見直し、新規雇入れ、省

ついては残業代の引き上げを「当分の間、適用しない」としている点である。この猶予措置は施行から3年後⁽⁴⁾に改めて検討するとしているが、労働者の過半数にあたる3千万人以上の中小企業労働者にとっては残業力化投資等の速やかな対応が困難であり、やむを得ず時間外労働を行なった場合の経済的負担も大きい」(平成21年5月29日基発)としている。

らが言うとおり労働者の健康を守るために長時間労働の規制は待ったなしの課題である。「改正」法施行は企業規模間の格差が残業代を含めた賃金と生活の格差にとどまらず、労働者の命にまで格差を生じさせてしまう。労働条件の最低基準たる労働法にダブルスタンダードは認められない。残業代引き上げを避けるために大企業が一下請けの中小企業の労働者にさらなる長時間労働を強いることも懸念される。いかなる理由をもつても中小企業で働く労働者のほうが、大企業で働く労働者よりも保護が弱くてよいということにはならない。法の下の平等をうたう法14条違反である。

目を向けるへきた」と応じた。
いつたい中小労働者への残業代引き上げはいつ実現するのか。「法律は利益と利益のぶつかりあいであり、今回の法改正では各界からの意見を踏まえてこういう形（中小企業への適用猶予）となつたが、3年後には施行状況を見ながら必要な措置を取つていただき」と厚労省側は回答した。しかし、何をどのように検討するかについては「まだ中身は固まつっていない」と述べるにとどまつた。具体的な「ゴール」を示すことなく、ひたすら中小労働者の保護を先送りにする対応は差別という他ない。

全国一般全国協はこの問題を検討する前提として、過労死・過労自殺の件数（脳・心臓疾患及び神障害等）に關わる労災請求件数と支給決定件数について、大企業と中小企業との内訳を調査・公表するよう求めた。そのうえで残業代引き上げの中小企業への適用猶予をただちに解除し、企業規模と差別せずに一律引き上げを実現するよう強く要請した。

この日の厚労省との交渉を受けた、別掲のとおり、全国一般全国協は「声明」を発表した。

代引き上げの中小企業への適用猶予をただちに解除し、企業規模で差別せずに一律引き上げを実現するよう強く要請した。

11 労 働 情 報

2010.2.15 | 労 動 情 報 10